

意見書（案）第17号

消費税インボイス制度の2023年10月からの実施について再考を求める
意見書

上記の意見書（案）を別紙のとおり提出する。

令和5年6月30日

三鷹市議会議長 伊藤俊明様

提出者	三鷹市議会議員	栗原 けんじ
賛成者	〃	大城 美幸
〃	〃	紫野 あすか
〃	〃	前田 まい

消費税インボイス制度の2023年10月からの実施について再考を求める 意見書

ウクライナ情勢や深刻な物価高騰により、依然として市民の仕事や生活は厳しい状況であるにもかかわらず、政府は2023年10月より消費税のインボイス制度を導入しようとしている。

インボイス制度が導入された場合、多くの免税事業者が取引先からインボイスの発行を求められ課税事業者になることを余儀なくされる。仮に建設業の一人親方がインボイスの登録により課税事業者となった場合、年収500万円で約18万円もの新たな税負担となる。さらに仕入れ税額控除を行うためには、税率ごとの請求書の仕分など膨大な実務負担が増えることとなる。

一方で、個人事業者におけるインボイスの登録は4月末時点で43.2%と依然として登録が進んでおらず、十分に周知が行われているとは言い難い状況である。政府は、免税事業者の税負担・事務負担を軽減するためとして制度導入から3～6年間の特例措置を設けたが、制度を複雑化させることで現場ではより混乱することが懸念される。

インボイス制度は、建設業、タクシー業界、アニメ業界、声優業界などフリーランスで働いている免税事業者をはじめ、ほぼ全ての人に影響を及ぼす。このままインボイス制度が実施されれば、多くの事業者が事業継続の瀬戸際に立たされるだけでなく、地域経済の停滞を引き起こしかねない。

よって、本市議会は、政府に対し下記項目を求める。

記

- 1 消費税インボイス制度の2023年10月からの実施について再考すること。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和5年6月30日

三鷹市議会議長 伊藤俊明